

すずか民報

第165号
2023年3月

日本共産党
鈴鹿市議会
市議会報告

人権尊重のまち

市民の人権が守られる 鈴鹿市になっているのか？

異常な生活保護行政に市民から2件の訴訟

昨年10月、11月に相次いで、生活保護利用者である鈴鹿市民から訴訟が起こされた。鈴鹿市保護課は、身体に障害があり、通院や日常生活に自動車を使わなくてはどこにも行けない事情をかかえる市民に対して、

義務にもなっていない運転記録票の提出を強要し、それを拒否したとして、また自動車の処分見積もり書を出せという指示に従わなかったとして、「保護停止処分」としました。

どちらも生活保護問題に取り組む団体・学者・弁護団の皆さんが驚き呆れるほど、鈴鹿市の対応の異常さは際立っています。

本来憲法25条に基づき市民の生存権、人権を守ることは仕事の福祉事務所が、市民への人権侵害を行うという逆立ちの姿勢が、きび

しく問われています。

14年前の2008年に発覚した「生活保護不正支給事件」で、鈴鹿市は今とは正反対に、一部の保護利用者に言われるままに保護費総額3億円を不正に支給していたとして、全国に報じられました。

今度は必要な保護を停止するという逆の極端な事案で、また全国から注目されています。2月議会の討論で共産党市議団は、鈴鹿市は態度を改めて、この訴訟を速やかに解決することを求めました。

生活交通（公共交通）に 市が責任持った取り組みを

路線バス方式の実証実験は「多様な移動ニーズ」に合わずに失敗

昨年10月に公表された市民アンケート結果の中で、「移動空間の安全性・利便性の向上」がワースト1。どの地域・年代でも「公共交通」の不満が際立っています。

人口密度の低い鈴鹿市では、利用者の予約に応じる形で運行路線や運行スケジュールを合わせるデマンド交通方式が求められています。

しかし一宮地区での2年間の実証実験は、限られた地域の路線バス方式で行われたため、失敗に終

わりました。

昨年に制定された「地域公共交通計画」でも、「地域が主体になった取り組み」に支援するとされ、市の責任で行おうという姿勢が出されています。

高橋議員は2月議会で、公共交通を充実させ住民の「移動する権利」を守るのは、自治体の責任である。市ではない「地域主体で」というのは住民の「助け合い活動」であり、限界がある。桑名市などの先進市のように、市



として予算も体制も責任を持って、公共交通＝生活交通に取り組むことを求めました。



高橋さつき市議

国民健康保険料

もつと引き下げられる

「支払準備基金」残高、過去最高の17億円に

鈴鹿市は2022年度に国民健康保険料を平均5.9%引き下げました。これは財政規模で約2億円との説明でした。

しかし、本年1月に出された国保会計22年度末の収支見通しは1.2億円の赤字、支払準備基金は1.5億円の積み増し、合計2.7億円もの余裕資金が23年度に回るようになります。

支払準備基金の22年度末残高は過去最高の17億円。なんと市民が払う国保料の半年分にもなります。

保険料を引き下げたのに、それ以上に黒字や貯め込みが増えるという現象は、さらに保険料引き下げが出来るという証明です。この基金17億円を、物価高騰に苦しむ市民の暮らしを守るために還元させましょう。

高齢者の難聴・補聴器購入に補助を

聴こえが悪くなる「高齢者の難聴」1430万人。10人に1人が難聴だと言われています。放置すると人との会話に参加できなくなり、心身の活力の衰え、社会生活に支障をきたし、認知症やうつ状態になるリスクが高まります。

65歳以上の方の半数に聴こえの問題が生じ、75歳以上の半数が聴こえに悩んでいます。

2月議会一般質問で高橋さつき議員は、難聴の早期発見、早期処置のために、聴力検査を健診のメニューに入れること、補聴器購入への

助成を行うことを求めました。

また高橋議員は、年金者組合鈴鹿支部から出された「加齢性難聴者の補聴器購入に対する市独自の公的補助制度の創設を求める請願」の紹介議員になり、採択を求めて頑張りましたが、3月24日の本会議での採決の結果、賛成7の少数で不採択となりました。





鈴鹿青少年の森公園(スタジアム予定地跡)

青少年の森公園の 自然は守られた

サッカースタジアム計画は白紙撤回

県営鈴鹿青少年の森公園の中に、民間会社による5千坪ものサッカースタジアムを作らせる計画が、2021年夏から大きな問題となっていました。22年11月末に事業者側の運営体制・資金計画などの見通しが不利として、白紙撤回となりました。

この間、建設反対の声を上げてきた市民団体、多くの公園の利用者・市民は、「公園の樹を切られなくて良かった」と喜ぶとともに、市民の意見を聞くことなく推進し

てきた鈴鹿市長、県市の行政当局の姿勢には、大きな批判の声を上げています。

市長の推進姿勢への責任問うも、反省の言葉なし

12月議会一般質問で石田秀三議員は、末松市長は最初から事業者とともに推進の姿勢を変えることなく来たこと、この間の経過を見

石田 秀三 市議
フログ

ても全く市としての主体性はなく、運営会社の言い分を鵜呑みにしてズルズルと判断の先送りを繰り返してきたと、その責任を問いました。

市長は終始みずから答弁に立とうとせず、文化スポーツ部長が「スタジアム建設は、本市のスポーツ振興や地域振興に寄与するものと

小規模の小学校、「統廃合」は避けてほしい

鈴鹿市教委は小学校の「規模適正化・適正配置」方針で、

6～11学級を「小規模校」、複式学級が発生する5学級以下を「過小規模校」と分類し、将来的に「過小規模校」が見込まれる学校については、「統廃合の適否も考慮」して5年前から検討を開始するとしています。

この方針に基づき、天栄中学校区の小学校を対象に検討を始め、本年度には地域住民への説明会を行っています。将来的には井田川小や鈴鹿中校区も対象になる可

能性があります。



2月議会で石田議員は、市教委が検討を行っていることについて、「複式学級になったら大変だ」と思わせるような表現は正しくない。隣の亀山市などは複式学級の学校でしっかりとした教育が行われていると聞く。「一定の規模の集団」の確保は望ましいが、それぞれの地域の事情や考え方も尊重すべき。「統廃合についても、『存続』という選択肢もあることをハッキリと言ってほしい。」と注文をつけました。

して、公園管理者である三重県とも連携して取り組んでおり、行政として計画に誤りがあったとは考えられておりません」との見解を繰り返すのみでした。

石田議員は、「市長を支持する人も批判する人も、みんな鈴鹿の市民。それぞれ違う人々の意見や願いをよく聞きながら、物事を進めていくのが民主主義ではないか」と問いかけましたが、市長からの答えは最後までありませんでした。



「消費税」を負担するのは消費者ではなく「事業者」です



12月議会に鈴鹿建設労組などが提出した「インボイス制度の再考を求める請願」に、高橋さつき議員は総務委員会では賛成の討論を行いました。

1988年に消費税が導入された時、格差拡大になる税負担を軽減するために「免税点制度」(年間売上額1千万円以下は免税)ができました。

「消費税を負担するのは消費者だ」と、国民に思わせる宣伝が政府から垂れ流されてきて、多くの国民がそう思われています。しかし「消費税法」では、消費税は「事業者が行う商品の販売や役務の提供に課税する」と定められていて、実際に消費税を納めているのは事業者なのです。

インボイスは百害あって一利なし、弱いものいじめの制度です

「インボイス制度」の導入は、この免税制度をなくし、全ての業者から消費税を取

フラワーロードは市道から県道に移管すべき



べく、3市と県とで協議することを求めました。

土木部長は答弁で、この道路は複数の自治体をつなぐ広域の重要な幹線道路として、県による管理が望ましいと認識している。3市と県との協議で要望していきたいと述べました。



フラワーロード(伊船町)

り立てる仕組みで、その影響は個人タクシー、飲食店、町工場、文化芸術のアーティスト、俳優・声優など、100万人に及びます。免税業者を直撃する弱いものいじめ、全ての国民が不利益をこうむる、百害あって一利なしのインボイス制度は中止すべきです。

請願は12月21日の本会議で、賛成少数で不採択となりました。

